



ACT会員「いきいきサークル活動支援」募集要項

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい



特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいでは、たすけあいのまちづくり活動の一環としていきいきサークル活動を支援します。

【目的】

サークル活動を通じて、会員同士が地域の中で顔の見える関係をつくり、たすけあいのまちづくりにつなげていくことを目指します。会員だけでなくその周りのご近所の方やお友達にも声をかけ、思い思いの楽しい活動を地域にひろげていきましょう。

【ACT会員サークル活動の約束ごと】

- ① ACT会員が3人以上いる
- ② 地域の皆さんに参加をよびかけ、ACTの活動をアピールする
- ③ 1年間に3回以上の活動を組み立てる



【活動期間】

新規団体の活動期間は申請月の翌月1日～翌年3月31日とします。
(継続団体の活動期間は4月1日～3月31日)

【申請受付期間】

新規申請は12月31日まで、随時受け付けます。
(継続団体は3月31日までに継続申請を兼ねた活動報告書を提出)



【活動支援申請の手続き】

活動支援を希望する場合は、申請書(様式①)とメンバー名簿(様式③)に記入しACTに提出してください。提出は、郵送、FAX、Eメールいずれも可です。



【活動支援の内容】

各サークル年間10,000円の助成。
この助成金はACT年会費(一人3,000円)とアビリティ共済配当金のご寄付から支出しています。

【審査から助成金支払いまで】

申請受け付け後、ACT理事会の承認手続きがあります。承認後、助成金は指定の口座に振込みます。

【交流会について】

今年度の開催が決定しましたらご案内いたします。

【活動報告について】

一年間の活動報告書 **会計報告・領収書** **活動の様子がわかる写真** を3月末までをお願いいたします。



2024年度より、会員活動保険「行事参加者傷害保険」へのACTの加入はなくなり、活動内容や必要性に応じて、サークルごとの加入となりました。

参考：東京都社会福祉協議会 「行事保険(当日参加対応型)」

<https://tokyo-fk.com/volunteer/document/G1-gyoji2025.pdf>

★ご相談・お問い合わせ NPO法人アビリティクラブたすけあい 担当 恒川 河野

電話 03-5302-0393 fax03-5302-0394 mail:a.tsunekawa@npoact.net kyosai@npoact.net